

○京都府立大学大学院生命環境科学研究科長選考規程

(平成20年京都府立大学規程第35号)

(選考)

第1条 京都府立大学大学院生命環境科学研究科長候補者(以下「候補者」という。)の選考は、この規程の定めるところにより、生命環境科学研究科教授会(以下「教授会」という。)が行う。

(選考の時期)

第2条 教授会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、候補者を選考する。

- (1) 研究科長の任期が満了するとき。
- (2) 研究科長が辞任を申し出て、教授会が承認したとき。
- (3) 研究科長が欠員となったとき。

2 前項第1号の場合は、任期満了日の1月前までに、第2号及び第3号の場合は、速やかに選考を行う。

(選考の方法)

第3条 候補者の選考は、選挙権を有する者(以下「選挙権者」という。)による選挙により行う。

(選挙管理委員会)

第4条 候補者を選考する必要があるときは、選挙に関する事務を執行させるため、研究科長選挙管理委員会(以下「管理委員会」という。)を置く。

2 管理委員会は、生命環境科学研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教の職にある者(以下「教授等」という。)のうちから教授会において選出した6名の委員で組織する。

3 管理委員会に委員の互選による委員長を置く。

4 管理委員会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合は委員長が決する。

(選挙権者)

第5条 選挙権者は、選挙期日の公示の日に生命環境科学研究科の専任の教授等とする。ただし、休職中の者及び京都府立大学学外研究取扱規程(平成28年京都府立大学規程第3号)の規定に基づく学外研究中の者並びに選挙の日までに退職した者を除く。

(選挙権者名簿)

第6条 管理委員会は、選挙権者の名簿を選挙期日の公示の前日現在において調製しなければならない。

2 管理委員会は、選挙権者名簿を選挙期日前5日間、指定の場所において選挙権

者に縦覧させなければならない。

- 3 選挙権者は、選挙権者名簿に不服があるときは、縦覧期間内に文書で管理委員会に異議を申し出ることができる。
- 4 管理委員会は、前項の異議の申出を受けたときは、選挙期日の前日までに当該申出が正当であるかどうかを決定しなければならない。
- 5 管理委員会は、異議の申出を正当と決定したときは、直ちに選挙権者名簿を修正し、異議申出人及び関係者に通知しなければならない。異議の申出を正当でないとして決定したときは、直ちに異議申出人にその旨を通知しなければならない。

(被選挙権者)

第7条 候補者の被選挙権を有する者（以下「被選挙権者」という。）は、選挙権者で、かつ、選挙の当日に生命環境科学研究科に在籍する教授の職にある者とする。ただし、任期が満了する前日までの間に京都府公立大学法人就業規則（平成20年京都府公立大学法人規則第3号）第29条第1項に規定する定年退職日に達する者、当該期間内の期日を定めて退職を申し出た者その他教授会が別に定める者を除く。

(被選挙権者名簿)

第8条 管理委員会は、被選挙権者の名簿を50音順により調製しなければならない。

- 2 被選挙権者名簿の調製の期日、縦覧、異議申出等については、第6条の規定を準用する。

(選挙の公示)

第9条 管理委員会は、選挙の期日及び場所を定め、選挙期日の7日前までに公示しなければならない。

(投票)

第10条 選挙は投票により行い、一人一票、単記無記名とする。

- 2 選挙の当日に職務、傷病その他やむを得ない事情が見込まれる選挙権者は、管理委員会が別に定めるところにより、不在投票を行うことができる。

(開票)

第11条 管理委員会は、投票の締切後、直ちに開票を行う。

- 2 投票の効力は、管理委員会において決定する。
- 3 投票総数が選挙権者の3分の2に満たないときは、管理委員会は、直ちにその旨を教授会に報告し、15日以内に選挙の期日を公示し、再選挙を行わなければならない。

(当選者)

第12条 有効投票の過半数を得た者を当選者とする。

- 2 有効投票の過半数を得た者がいないときは、得票数の上位2名による決選投票を

行う。ただし、第2位に得票同数の者がある場合は、当該者を決選投票に加えるものとする。

- 3 前項の場合において、管理委員会は、直ちに前回の選挙の結果及び決選投票の対象者を公表しなければならない。
- 4 決選投票においては、有効投票の最多数を得た者を当選者とする。ただし、得票が同数のときは、年長者を当選者とする。
- 5 管理委員会は、当選者が決定したときは、速やかに選挙の結果を教授会に報告しなければならない。

(候補者の決定)

第13条 教授会は、前条第5項の報告に基づき候補者を決定する。

- 2 研究科長は、前項により決定した候補者を、速やかに選挙権者に通知し、学長に報告する。

(候補者の辞退)

第14条 候補者は、教授会の承認を得なければ、研究科長となることを辞退することができない。

- 2 教授会が前項の承認をしたときは、改めて選挙を行う。

(補則)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究科長の選考に関し必要な事項は、教授会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行期日前に選考された研究科長は、この規程に基づき選考されたものとみなす。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。